

小児慢性特定疾病医療意見書（別紙）

（療育指導連絡票 兼 医療意見書（重症患者認定用） 兼 人工呼吸器等装着者証明書）

受給者番号		申請区分	新規 ・ 継続 ・ 転入
(ふりがな) 患者氏名			生年月日
			年 月 日 (満 歳)
疾病名			
該当項目	療育指導連絡票 ・ 医療意見書（重症患者認定用） ・ 人工呼吸器等装着者証明書		
下記のとおり連絡及び証明する。			
医療機関名			
医療機関所在地		電話番号	
医師の氏名		記載年月日 年 月 日	

療育指導連絡票

療養上の 問題点など	
保健所で 行ってほしい 指導等	(例) 家庭看護・子育て・精神的支援・福祉制度の紹介・家族会の紹介等

医療意見書（重症患者認定用）

基準① ※すべての疾病に関して、次に掲げる症状の状態のうち、1つ以上がおおむね6か月以上継続する（小児慢性特定疾病に起因するものに限る）と認められる場合

対象の部位	該当箇所に○	症状の状態
眼		眼の機能に著しい障害を有するもの（視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの又は視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの）
聴器		聴覚機能に著しい障害を有するもの（両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの）
上肢		両上肢の機能に著しい障害を有するもの（両上肢の用を全く廃したものの）
		両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの（両上肢の全ての指を基部から欠いているもの又は両上肢の全ての指の機能を全く廃したものの） 一上肢の機能に著しい障害を有するもの（一上肢の上腕の2分の1以上で欠くもの又は一上肢の用を全く廃したものの）
下肢		両下肢の機能に著しい障害を有するもの（両下肢の用を全く廃したものの）
		両下肢を足関節以上で欠くもの
体幹・脊柱		1歳以上の児童において、体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの（1歳以上の児童において、腰掛け、正座、あぐら若しくは横座りのいずれもができないもの又は、臥位若しくは座位から自力のみでは立ち上がれず、他人、柱、杖、その他の器物の介護若しくは補助によりはじめて立ち上がることができる程度の障害を有するもの）
肢体の機能		身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、この表の他の項（眼の項及び聴器の項を除く。）の症状の状態と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの（一上肢及び一下肢の用を全く廃したものの又は四肢の機能に相当程度の障害を残すもの）

基準② ※基準①に該当しない場合であって、次に掲げる治療状況等の状態にあると認められる場合

疾患群	該当箇所に○	治療状況等の状態
悪性新生物		転移又は再発があり、濃厚な治療を行っているもの
慢性腎疾患		血液透析又は腹膜透析（CAPD（持続携帯腹膜透析）を含む。）を行っているもの
慢性呼吸器疾患		気管切開管理又は挿管を行っているもの
慢性心疾患		人工呼吸管理又は酸素療法を行っているもの
先天性代謝異常		発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの
神経・筋疾患		発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの
慢性消化器疾患		気管切開管理若しくは挿管を行っているもの、3月以上常時中心静脈栄養を必要としているもの又は肝不全状態にあるもの
染色体又は遺伝子に 変化を伴う症候群		この表の他の項目の治療状況等の状態に該当するもの ※該当する他の項目にも○印を記入してください。
皮膚疾患		発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの
骨系統疾患		気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの
脈管系疾患		気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの

